



4月からの変更点について



■患者などに対する公費支援の終了

コロナ治療薬や入院治療費の自己負担分に関する公費支援は3月31日(日)で終了しました。
4月1日(月)からは全額自己負担となります。

	令和5年10月1日～令和6年3月31日の取り扱い	4月1日からの取り扱い
治療薬	医療費の自己負担割合に応じて自己負担あり	医療費の自己負担割合に応じて全額自己負担 ※高額療養費制度適用
入院治療費	高額療養費制度の自己負担限度額から最大で1万円を控除	

※高額療養費制度：同じ人が同じ月に医療機関に支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、申請して認められると、超えた分が高額療養費として後から支給される制度

■ワクチン接種について

新型コロナワクチンの特例臨時接種(無料接種)期間は3月31日(日)で終了しました。

令和6年度の新型コロナワクチン接種は、高齢者のインフルエンザ予防接種と同様、秋～冬に定期接種が行われます。

	令和5年度(特例臨時接種)	令和6年度(定期接種)
対象者	生後6ヵ月以上の全ての人	▶65歳以上の人 ▶60～64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な人
時期	年間通して接種可能	秋～冬
接種回数	最大2回(12歳以上の初回接種完了者)	1回
費用	無料	原則有料(一部助成あり)

※定期接種対象外の人接種を受ける場合や定められた時期以外に接種を受ける場合は、接種費用は全額自己負担となります。詳しくは、決まり次第広報などでお知らせします。

■接種証明書の発行について

接種証明書のスマートフォン(電子)交付・コンビニ交付は3月31日(日)で終了しました。4月1日(月)から接種証明書の発行は、窓口での書面交付のみです。書面交付での申請方法はこれまでどおりです。

また、接種証明書を発行できるのは3月31日(日)までに接種した内容となります。